

## (仮称) きたもと こどもいきいき未来プラン (案) に対する意見とこれに対する市の考え方

No.	意見の主な内容 (要旨)	市の考え方
1	<p>待機児童率は3%であり、全国市町村中ワースト5という状況に全く危機感が感じられないことに驚きと怒りを禁じえません。</p> <p>集計上待機とカウントされなくても、保育施設が需要に対して著しく不足していることから、本来の希望の園に預けることもできていません。(いわゆる隠れ待機児童状態)</p> <p>R11 年度に待機児童ゼロの目標は現実から目をそらしているのではないのでしょうか？</p>	<p>待機児童を令和11年度までに解消するというのではなく、待機児童を早期に解消し、令和11年まで待機児童が発生しない状態が継続していることを目標指標に設定したものです。待機児童解消のため、これまでも施設整備など取組を実施しており、引き続き、新たな施設整備も含め、提供量の確保に取り組んでまいります。</p> <p>本計画において、早期に待機児童を解消する旨を明記します。</p>
2	<p>相変わらず100ページに及ぶ書類に目を通してからのコメントというのは非常に厳しいので、各単元(節・区分)に分割し、その単元ごとのコメントを提出できるように配慮願いたい。パブコメ募集を単なるアリバイ作りにしないよう切望する。</p>	<p>計画案は、なるべく最終形に近い状態で市民の皆さまにお示しし、ご意見を頂くこととしていることから、このような形としています。</p>
3	<p>たくさん事業が掲載されているが、目標指標の前に令和6年度までの実績・現状を示していただきたかった。</p>	<p>たいへん多くの事業を掲載していることから、全ての事業についての評価を掲載するのではなく、「第3章評価と課題」において、「地域子ども・子育て支援事業における量の見込みに対する実績値」で13事業の実績値と進捗状況及び施策目標ごとの総括的な評価及び課題を掲載しています。</p>
4	<p>各新規事業は非常に大切なものと考えているので、より具体的に詳細(実施方法等)な中身が欲しかった。</p> <p>特に、親子関係形成支援事業は重要と考える。</p>	<p>事業内容の記載については、新規事業とその他の事業のバランスを考慮し、すべて、事業概要のみを掲載し、現内容としています。</p>
5	<p>こどもが心豊かに育つまち、健やかに育ち輝くまち、に北本をしていくには、その保護者(親)がそう思えるまちにしないとこどもはそうなれない。保護者の背中を見てこどもは成長していくのだから。大人に対する支援事業も並行して組み入れていただきたい。</p>	<p>本計画は、「(仮称)きたもと こどもいきいき未来プラン(第三期北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画)」として策定するもので、基本目標3~5は、「子どもと子育て当事者への支援」を含む内容となっており、子育て当事者を支援</p>

		する取組を盛り込んでいます。
6	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で、高次脳機能障害支援体制加算（障害児相談支援）が新設されたことを受け、高次脳機能障害を有する障害児への相談支援体制を整備していくことを、施策として位置づけて下さい。	高次脳機能障害を有する障がい児については、北本市第三期障害児福祉計画で、障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施を計画の基本的な考え方に位置付けています。併せて、高次脳機能障害を有する障がい児等に対して適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成等、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ることとしています。
7	「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」という施策を位置づけて下さい。	同上
8	I 「本計画における「こども」と「子ども」「若者」の使い分け」（p2）の下の図について 1. 「こども」と「子ども」の異同がわかりません。 P2の「参考」下の図で、「こども（年齢の定義は行わない）」と0歳から18歳～40歳未満（青年期）までに網掛けをしている。そして、本計画では、40歳くらいまでが「こども」なんだ、ええー??と思う市民もいると思います。本計画（案）のタイトルは『「こども」いきいき…』と「こども」ですが、本文中では「こども」と「子ども」が混在しています。そもそも市民には下の図の「こども」と「子ども」の異同が解りません。	こども基本法と北本市子どもの権利に関する条例で、「こども」と「子ども」の定義が異なるため、本計画で使う用語として「こども」と「子ども」を整理しました。また、事業名などで使われている「こども」や「子ども」はそのままの表記としています。
9	2. 下の図で、「子ども（概ね18歳未満）」の高校生が「子ども」にも「若者」にもなっています。高校生に「子ども」と「若者」を重ねた意味が解りません。「こども大綱」で示しているように、子どもから若者（青年期）への移行期、つまりライフサイクルから生じる課題に沿った時期区分と子ども・若者の目線・立場にたった計画にすべきです。	高校生は「子ども」から「若者」への移行期であり、両者を分ける明確な線引きはできないことから、こども大綱で示す若者の考え方を踏まえ、いずれにも当てはまるようにしたため、原案のままとします。
10	3. 「子どもと若者」の使い方が、本計画案P2の下の図と子どもの権利委員会への	本計画では原案のままとしますが、子どもの権利委員会の委

	公募委員の枠と違います。子どもの権利委員会への公募委員の枠の「子どもと若者」と整合性をとる必要があると思います。	員の公募については、今後検討してまいります。
1 1	Ⅱ 1-4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援の「特別な配慮が必要な子ども」の「特別な配慮」とは、他者による配慮で、当事者の権利の視点といえない表現で、子どもが権利主体という観点にはならないので、別の表現にするべきです。	北本市子どもの権利に関する条例及び北本市子どもの権利に関する行動計画と整合しているため、原案のままとします。
1 2	Ⅲ 施策の評価及び課題について：施策目標 1 【評価と課題について】 全てにいえと思うが、これまで実施してきた施策の評価が不十分（無）のままゆえに、市民には課題がわからない状況のまま、第5章の施策で“行います”と書かれています。「北本市第七期障害福祉計画北本市第三期障害児福祉計画」や「子どもの権利に関する行動計画」が使いまわされているようにしか見えない。そのため、この計画が効果的実施になるのかという思いが生じます。 <p>施策目標 1 で、「子どもの権利に関する条例」…権利を守るための仕組み…子どもの権利を保障し…子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現するための取組」として、「子どもの権利擁護委員の設置」(P46) があります。</p> <p>北本市子どもの権利に関する行動計画案 (R6 年) に対するパブコメ No49 「権利擁護委員の活動に関する検証の必要性」の意見があり、これに対し市は「子どもの権利擁護委員は子どもの権利に関し優れた識見を有する者」を委嘱しております。今後よりよい活動となるよう、意見として参考とさせていただきます。」と検証しようとする姿勢は感じられませんでした。本計画案で、「子どもの権利擁護委員の設置」は行動計画案の使いまわしです。「子どもの権利に関し優れた識見を有する者」は自らの活動を振り返り、自らの課題を見出し、「よりよい活動」(救済や権利擁護を具現化していくこと)のための実践研究をすべき立場にあります。自らでも、委員会でもいいのですが「子どもの権利擁護委員の設置」の評価と課題を踏まえた計画にすべきです。</p>	本計画は、「(仮称) きたもと こどもいきいき未来プラン (第三期北本市子ども・子育て支援事業計画、北本市こども計画)」として策定するもので、第二期北本市子ども・子育て支援事業計画の施策目標に関しては、「第3章評価と課題」において、「地域子ども・子育て支援事業における量の見込みに対する実績値」で13事業の実績値と進捗状況及び施策目標ごとの総括的な評価及び課題を掲載しています。
1 3	Ⅳ 施策の展開に関すること	ご意見を踏まえ、P45 1-1 (1) のリード文中の「条例等」、P46

	<p>1-1 子どもの権利を尊重する取組. の周知啓発について</p> <p>1. P45—46 の(1)(2)(3)で周知内容を「条例等」としています。周知啓発の内容は子どもの権利条約の理念、条約に基づくこども基本法の精神を正確に周知啓発すべきだと思います。</p>	<p>(3) のリード文中の「条例」を、それぞれ「こども基本法や子どもの権利に関する条例等」に修正します。</p>
1 4	<p>2. P45—46 の周知啓発の事業を、主に子育て支援課と人権推進課が担当しています。それぞれの課では内容を分けて分担しているかもしれませんが、市民にとっては、各課の分担などわかりません。業務の重複や縦割りで市民が翻弄され、事業への参加もし難いので、担当を一本化すべきです。</p>	<p>子育て支援課と人権推進課では、縦割りではなく横の連携を取り、市民の皆さまに支障のないよう努めてまいります。</p>
1 5	<p>3. P48「子どもの権利委員会」への参加については上記 I でも言及したが、「子どもの権利委員会」は北本市子どもの権利に関する条例第 36 条第 3 項で公募委員は「子ども及び市民」と規定、「子どもと市民」は条例で定義していますが、若者の定義はありません。条例の対象外ゆえに定義がない「若者」を「子どもの権利委員会」の公募委員とする合理的理由はありません。条例第 36 条第 3 項「子ども及び市民」の子ども（18 歳未満）で公募すべきです。</p>	<p>本計画では原案のままとしますが、子どもの権利委員会の委員の公募については、今後検討してまいります。</p>
1 6	<p>4. P47 の図について、説明がないまま「権利侵害から救済までの流れ」図を貼り付けても市民には何のことかわかりません。この図も「子どもの権利に関する行動計画」が使いまわしと思えます。この図は不要です。</p>	<p>ご意見を踏まえ、P47 の図は削除します。</p>
1 7	<p>5. P49 1-3 虐待・体罰・暴言等の不適切な指導の禁止、いじめの防止への取組について “虐待・体罰・暴言等の不適切な指導の禁止” を中黒で括った意味が解りません。また、P49(1)P50(2)では“防止する取り組み”としています。“禁止”か“防止”かどちらの取り組みか。虐待や体罰は禁止できるのか。</p> <p>また、体罰や暴言について子どもの権利条例の定義との整合性ははしなくてよいのか。条例第 2 条で体罰等を「しつけ、懲戒、指導その他名目のいかんを問わず身体的又は精神的な苦痛を与えること」と定義し、体罰は身体的苦痛、暴言は精神的苦痛と言えるといえるからです。この定義を使えば暴言は体罰に含まれるので暴言等</p>	<p>ご意見を踏まえ、P49 1-3 の見出し「虐待・体罰・暴言等の不適切な指導の禁止、いじめの防止への取組」を、北本市子どもの権利に関する条例の表記のとおり、「虐待、体罰等及びいじめの防止への取組」に修正します。</p> <p>これにより、「暴言等の不適切な指導」は「体罰等」に含まれるため、削除します。</p>

	<p>は不要となります。</p> <p>さらに、「不適切な指導」は「生徒等に対して<u>執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えること</u>」生徒指導提要（105頁）と説明しています。しかし「不適切な」は学校の「指導」のみならず、保育、介護、介助などでも「不適切な」「保育」「ケア」等と多分野の対人サービスで問題になっています。不適切な対応は maltreatment と呼ばれ、虐待（abuse）の線上にある概念と捉えられる場合もあります。虐待の防止のためにも「不適切な」を学校以外の子ども関係施設幼稚園保育園、学童保育等）にも拡大して周知する計画が必要です。</p>	
18	<p>6. P51 「北本市障害児学童保育室管理運営事業」と P89 (5)「放課後児童健全育成事業（学童保育室運営事業）」は目的・機能は違うが同じように書かれています。市民には障害児学童を障害のある子を対象とした学童保育と受け取られる可能性が高いです。北本の障害児学童保育は児童福祉法の放課後等デイサービス事業と障害児相談支援事業で、手続き等は障害者総合支援法に基づいての利用になります。そして、放課後児童健全育成事業の学童保育と目的が違うから放課後等デイサービスを利用しつつ学童保育室を利用したり、学童保育に移行したりでき、障害のある子がインクルージョンをめざすという関係にあります。なお、放課後等デイサービス、障害児相談支援（計画相談）は「保護者負担の軽減」が主目的ではありません。</p>	<p>ご意見を踏まえ、P51 障害児学童保育室管理運営事業の事業概要を、障害児学童保育室設置及び管理条例の目的に合わせ、「障がいのある子どもの放課後及び長期休業中の生活の場を提供することにより、児童の生活能力の向上と社会との交流の促進を図ります。」に修正します。</p>
19	<p>7. 1-4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援の計画として、P51 障害者差別解消法に関する周知啓発で「合理的配慮について、周知啓発を」とあります。「特別の配慮」が合理的配慮ではありません。この表現「特別の配慮」＝合理的配慮と勘違いされます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、P51 に「合理的配慮」についての用語説明を加えます。</p>
20	<p>8. P52 (3)「様々な環境にある子どもたち」とはどんなカテゴリーで括ろうとしたのかわかりません。障害のある子どももヤングケアラー、ひとり親家庭の子ども、その他の子どもも「様々な環境にある子ども」です。「様々な環境にある子ども」</p>	<p>様々な環境にある子どもは、「子どもの置かれた環境等によって不利益を受けやすい状況にある子ども」としています。</p>

という括りではわかりません。なお、③「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」は、障害のある子どもへの支援として括れます。
---

※同一の方が、同様の内容のものを複数回、意見の提出をしている場合も件数に含めています。